

## 東京都子供・子育て会議における部会の設置について（案）

## ＜東京都子供・子育て会議の所掌事項（条例第2条）＞

- (1) 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定又は変更に関する意見聴取  
【根拠法令：子ども・子育て支援法第77条第4項第1号】
- (2) 東京都における子供・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議  
【根拠法令：子ども・子育て支援法第77条第4項第1号】
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可、事業停止命令、認可の取消しに関する意見聴取  
【根拠法令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項】

## ◆ 部会の設置（条例第8条）

- 上記の所掌事項（1）及び（2）について調査審議するため、「計画策定・推進部会」を設置する。
  
- 上記の所掌事項（3）について調査審議するため、「幼保連携型認定こども園部会」を設置する。